

第13回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

(第3回 フォローアップ会議)

説明資料② (「総合的な対策」の主な実施状況)

平成30年8月8日

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」概要

平成28年6月に、再発防止策としてとりまとめ、着実に実施中。

総合的な対策

主な実施項目

全体 : **85** / 85 項目 実施中

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

27項目

- ・ 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ・ ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- ・ 運行管理者の必要選任数引上げ
- ・ 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化
- ・ 整備管理者向けの研修・講習の拡充

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

21項目

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ ・ 使用停止車両割合の引上げ
- ・ 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等(一発取消し)の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 事業許可の更新制の導入、安全投資計画、事業収支見積書の作成義務付け
- ・ 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・ 事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

(3) 監査等の実効性の向上

10項目

- ・ 監査対象の重点化による国の監査業務の見直し
- ・ 適正化機関の活用による監査の重点化

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

20項目

- ・ 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- ・ 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け
- ・ ランドオペレーターに対する規制の新設

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

15項目

- ・ ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- ・ 車体へのASV搭載状況表示
- ・ 車体構造の強化
- ・ デジタル式運行記録計等の導入支援

(1) 新監査・処分制度における実績①

営業所の全車両の使用停止及び事業許可取消処分の実績

監査において輸送の安全に関わる重大な法令違反が確認された場合、

- ・ 直ちに営業所の全てのバスの使用を停止するとともに、輸送の安全確保命令を発出、
- ・ さらに、当該命令に従わない場合は事業許可の取消処分を行うこととした。

輸送の安全に関わる重大な法令違反

- ・ 運行管理者不在
- ・ 全運転者健康診断未受診
- ・ 整備管理者不在に加え、全車両定期点検未実施

直ちに全車両使用停止となったこれまでの事案

- ① 平成29年3月2日：
日益商事株式会社貝塚営業所（大阪府貝塚市）において、運行管理者不在
- ② 平成29年3月30日：
株式会社インター観光愛知営業所（愛知県一宮市）において、運行管理者不在
- ③ 平成29年7月20日：
株式会社海信本社営業所（沖縄県豊見城市）において、運行管理者不在
- ④ 平成30年4月24日：
KMサポート合同会社本社営業所（栃木県那須郡那須町）において、全運転者健康診断未受診

講じた措置

事業廃止

**事業許可取消処分
(平成29年6月1日)**

運行管理者選任

事業廃止

(1) 新監査・処分制度における実績②

運行管理者資格者証の返納命令の実績

従前の主な返納命令基準

以下の場合、運行管理者資格者証を返納

- ・自身が事業用自動車の運転の際に、酒気帯び運転、救護義務違反等を惹起
- ・運行の安全確保に関する違反の事実や拳証を隠滅、改ざん
- ・過労・酒気帯び・無免許運転、最高速度違反等を下命容認
- ・事業者が、著しい過労、全運転者健康診断未受診により30日事業停止（※統括運行管理者のみ返納）



平成28年12月以降に追加された主な返納命令基準（新基準）

輸送の安全確保命令等の命令違反

甚大な被害の人身事故 + 悪質な法令違反



事業許可取消し



監査を実施した営業所において選任されている
全ての運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命令
(法令違反に全く関与していない運行管理者は除く)

返納命令を受けた者は、先の道路運送法改正（欠格期間の延長）により、5年間資格者証を取得することができない。

(新基準適用事案) 平成30年3月2日、愛の旅株式会社本社営業所（東京都足立区）において選任されている**全ての運行管理者**に対して、**運行管理者資格者証の返納を命令**

- ・貸切バス事業者 : 愛の旅株式会社本社営業所（東京都足立区）
- ・処分者及び処分年月日 : 関東運輸局長 平成30年3月2日処分
- ・処分の内容 : **事業許可の取消し（輸送の安全確保命令違反）**

返納理由

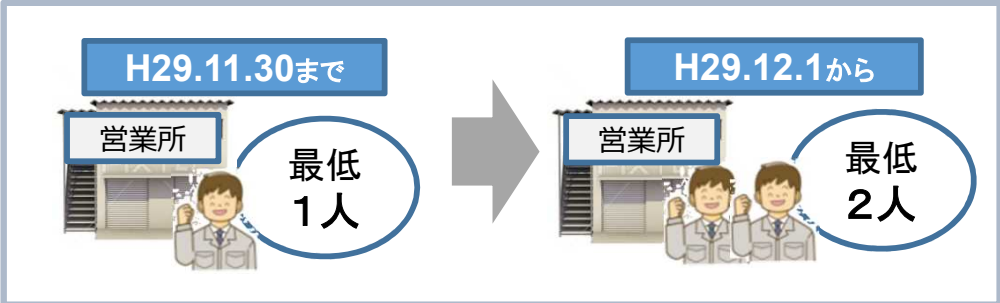
輸送の安全確保命令に従わず、事業許可の取消しとなったため、返納命令に該当。

新制度 運行管理者の必要選任数引上げ〈平成28年11月 省令改正等 平成29年12月～ 施行〉

○営業所ごとの必要選任数を引上げ

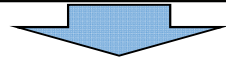
- ・ 営業所ごとに最低2名
- ・ 保有車両数20両ごとに1名追加 (100両以上分については30両ごと)

1～39両	2名
40～59両	3名
60～79両	4名

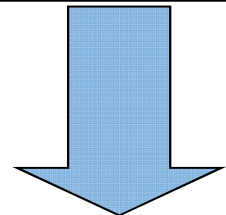


**新制度における
運行管理者不足営業所数**

1,634営業所

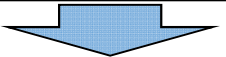


143営業所

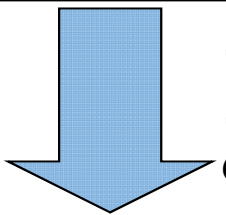


2営業所

平成29年6月時点 新制度の施行まで半年の時点で状況を確認



平成29年12月1日 新制度の施行



- ・ 運行管理者不足事業者に対する報告徴収を実施
- ・ 報告徴収に対して未報告の事業者、運行管理者不足の事業者に対して、順次監査を実施し指導

平成30年8月現在

1営業所: 運行実績なし。 営業所廃止の途中で。
1営業所: 監査を実施し、行政処分手続中。

(3) 運賃・料金の下限割れ防止対策の実績

国土交通省の自動車部局と観光部局の連携（貸切バス事業者及び旅行業者の相互通報）

- 平成24年4月に発生した関越道ツアーバス事故を受け策定された「高速・貸切バス安全・安心回復プラン」（平成25年4月）に基づき、貸切バス事業者に下限割れ運賃により道路運送法の違反があった場合、国土交通省の自動車部局から観光部局に対して通報。
- 軽井沢スキーバス事故を受けて、平成28年1月から観光部局から自動車部局への通報も実施（相互通報化）。

通報者→処分者	通報・処分の実績
自動車部局→観光部局	通報61件→処分16件、処分なし23件、調査中22件
観光部局→自動車部局	通報76件→処分 5件、処分なし71件、調査中 0件

（平成30年3月31日現在）

貸切バスの運賃・料金、手数料の通報窓口

- 軽井沢スキーバス事故を受け策定された総合的とりまとめに基づき、運賃の下限割れ等について自動車部局の通報窓口及び専門家からなる貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口を設置（平成28年8月）。
- 運賃・料金に関しては自動車部局が、手数料に関しては貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口が担当し、関係部局と連携。

通報窓口	通報・処分の実績
自動車部局	通報138件→処分9件、処分なし137件、調査中32件 <small>※通報には、複数の事業者が含まれることがある。</small>
貸切バスツアー適正取引推進委員会	通報46件→処分0件、処分なし42件、調査中4件

（平成30年3月31日現在）

(4) 貸切バス適正化機関の指定に係る進捗状況

ブロック	名称	事務所所在地	代表者	管内事業者数等※ (バス協会員(内数))	H30年度の負担金	指定日/ 巡回指導開始日	巡回指導件数/ 通報件数※
北海道	(一社)北海道貸切バス 適正化センター	北海道札幌市 (北海道ハイヤー会館)	佐藤 馨一 (北海道大学名誉教授)	事業者 259 営業所 372 車両 3,360	1営業所あたり58,050円、 1両あたり4,180円の併用	H29.6.30 H29.9.1	69件
東北	(一財)東北貸切バス 適正化センター	宮城県仙台市 (民間ビル内)	北村 治 (前宮城県バス協会専務理事)	事業者 458 営業所 597 車両 5,586	1営業所あたり31,910円、 1両あたり4,080円の併用	H29.6.8 H29.8.10	86件 通報:3件
関東	(一財)関東貸切バス 適正化センター	埼玉県さいたま市 (埼玉県トラック総合会館)	たかのほし ゆうじ 鷹箸 有宇壽 (前運輸審議会会長)	事業者 1,314 営業所 1,830 (893) 車両 15,717 (9,411)	1営業所あたり60,270円、 1両あたり8,970円の併用	H29.5.12 H29.8.9	386件
北信	(一社)北陸信越貸切バス 適正化センター	新潟県新潟市 (民間ビル内)	藤堂 史明 (新潟大学准教授)	事業者 295 営業所 381 (247) 車両 3,282 (2,500)	1営業所あたり113,230円、 1両あたり18,880円の併用	H29.6.29 H29.8.9	89件 通報:1件
中部	(一財)中部貸切バス 適正化センター	愛知県名古屋市 (民間ビル内)	加藤 博和 (名古屋大学教授)	事業者 379 営業所 561 (394) 車両 5,840 (4,788)	1営業所あたり113,080円、 1両あたり18,300円の併用	H29.5.25 H29.9.4	127件
近畿	(一財)近畿貸切バス 適正化センター	大阪府寝屋川市 (近畿陸運協会会館)	東 真也 (元大阪バス協会会長)	事業者 421 営業所 673 車両 6,790	1営業所あたり30,000円、 1両あたり3,000円の併用	H29.6.19 H29.8.21	70件 通報:1件
中国	(一社)中国貸切バス 適正化センター	広島県広島市 (広島県バス協会入居ビル)	田中 一範 (田中倉庫運輸(株)社長)	事業者 331 営業所 437 車両 3,280	1営業所あたり45,000円、 1両あたり3,900円の併用	H29.5.30 H29.8.24	88件
四国	(一社)四国バス協会	香川県高松市 (香川県バス協会内)	清水 一郎 (愛媛県バス協会会長)	事業者 154 営業所 181 車両 1,410	1営業所あたり110,000円	H29.5.16 H29.8.24	70件
九州	(一社)九州貸切バス 適正化センター	福岡県福岡市 (陸運会館)	原 重則 (元九州トラック協会会長)	事業者 452 営業所 631 (203) 車両 5,449 (1,728)	1営業所あたり90,850円	H29.5.30 H29.8.23	89件 通報:2件
沖縄	(一社)沖縄県バス協会	沖縄県那覇市 (沖縄県バス協会内)	合田 憲夫 (沖縄県バス協会会長)	事業者 60 営業所 74 車両 1,139	1営業所あたり105,000円、 1両あたり7,000円の併用	H29.6.26 H29.8.29	27件 通報:1件
全国				事業者 4,123 営業所 5,737 (1,737) 車両 51,853 (18,427)			1,101件 通報:8件

※管内事業者数等はブロック等により時点が異なる。

※巡回指導件数は、平成30年3月31日現在。なお、件数は巡回指導開始日からの累計で計上している。

※通報件数は、巡回指導を行った事業者のうち、国の監査対象(指導拒否、緊急を要する重大違反の確認、改善項目の未改善又は未報告)となる事業者数を計上。

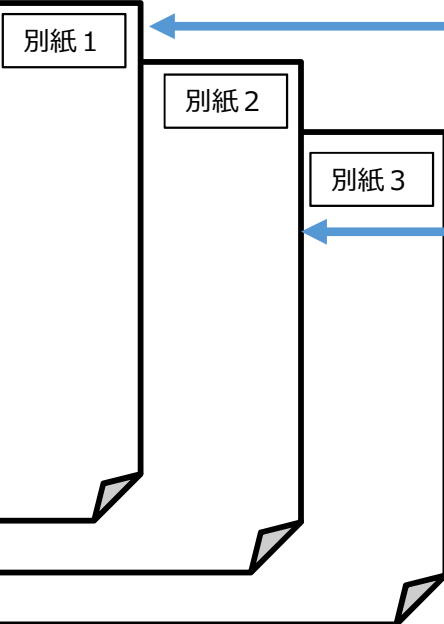
(5) 貸切バス事業許可の更新制の導入

- 貸切バスの事業許可について5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除する。
- 新規許可・更新許可の申請時に、「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の作成を義務づける。

H29.4~

安全投資計画

- 運転者、運行管理者、整備管理者について (別紙1)
- 車両の取得予定車両・保有車両について (別紙2)
- その他安全確保について (別紙3)



適切な単価を前提とした適切な体制に関する計画

導入しようとする車両及びその整備に関する計画
※予防整備のガイドラインに準拠

その他安全確保のために必要な事項に関する計画
※ドラレコ導入、セーフティバスマーク認定申請等



事業収支見積書

	○年度	…	□年度
営業収入			
運送収入	○○円	…	○○円
旅客運賃	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
運送雑収	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業費用			
人件費	○○円	…	○○円
燃料油脂費	○○円	…	○○円
車両減価償却費	○○円	…	○○円
自動車リース料	○○円	…	○○円
車両修繕費	○○円	…	○○円
保険料	○○円	…	○○円
施設使用料	○○円	…	○○円
施設賦課税	○○円	…	○○円
事故賠償費	○○円	…	○○円
運路使用料	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業損益	○○円	…	○○円
営業外収入			
金融収益	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業外費用			
金融費用	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業外損益	○○円	…	○○円
経常損益	○○円	…	○○円
※他事業収入	○○円	…	○○円
経常損益(他事業収入参入後)	○○円	…	○○円

更新申請の現状

- 平成29年度末までに更新期限を迎える810者のうち330者が更新許可を受けており、事業廃止や申請辞退等により退出した事業者は93者。残りの387者については、更新許可基準を満たす者であるかどうか、審査中。
※平成30年6月30日現在。
- よって、更新制の導入により、更新期限を迎える事業者のうち約1割が退出しており、安全に事業を遂行する能力のない悪質な事業者の排除について一定の効果がでている。

(6)旅行サービス手配業に係る規制の創設 (平成30年1月施行)

現状・課題

- 旅行サービス手配業者（いわゆるランドオペレーター）に旅行手配を丸投げすることにより、安全性が低下する事案の発生。
- 訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態があり、是正が必要。

改正概要

- ① 旅行サービス手配業者を登録制を創設（第23条）
- ② 旅行業務取扱管理者又は旅行サービス手配業務取扱管理者（※）の選任を義務づけ（※研修及び効果測定にて資格取得）（第28条第1項）
- ③ 管理者に対して定期的な研修受講の義務付け（第28条第6項）
- ④ 書面交付を義務付け（第30条）
- ⑤ バスの下限割れ運賃による手配等禁止事項を明示（省令）（第31条、第32条）
- ⑥ 業務改善命令、登録取消等の処分・罰則を整備（第36条、第37条、第74条等）

旅行サービス手配業務取扱管理者

- 営業所ごとに、一人以上の管理者の選任が必要
- 取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するために必要な事項についての管理・監督を行う
- 定期的な研修受講（3～5年ごと）

書面交付義務

- 契約内容について取引の当事者が正確に理解し、旅行の安全を制度的に担保するため、旅行業者・サービス提供者双方への書面交付を義務づけ
- <書面記載事項>
「旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容」等国土交通省令で定める事項を記載
(例) 旅行に関するサービスの内容
旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名 等

(7) 貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の重点的实施

・平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を契機として、平成28年12月に道路運送法が一部改正され、貸切バス事業者に対する安全対策を強化する措置が講じられたところ。この趣旨を踏まえ、運輸審議会に諮り、平成29年度から平成33年度までの5年間において貸切業者に対して重点的に評価を実施。平成29年度は、計画に基づいて運輸安全マネジメント評価を実施。

○貸切バス評価の実施状況について

	～平成28年度 未までの 実施合計	平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	計画合計
		計画	実施	計画	計画	計画	計画	計画
未実施事業者 への評価実施数	682	710	713	710	710	691	638	4144

	平成28年度	平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年度末時点の 未実施残事業者数	3462	2752	2749	2039	1329	638	0

審議内容

- ◆ **自動車輸送分野における取組の一層の展開の必要性**
- ◆ **未だ取組の途上にある事業者への対応と取組の深化を促進する必要性**
- ◆ **効果的な評価実施のための国の体制強化の必要性** 等

答申内容

自動車輸送分野における措置

貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置

- **今後5年間で全ての貸切バス事業者の安全管理体を確認**
- 貸切バス事業者が行政処分を受けた場合、**運輸安全管理評価を事業許可更新の要件化**

自動車輸送分野における取組を促進するための方策

- **トラック事業者、タクシー事業者の適用範囲を拡大(300両以上保有 → 200両以上保有)**
- **努力義務事業者に対する各種インセンティブの付与**

全分野共通の措置

運輸事業者の取組の深化を促進する方策

- **事業環境や社会環境の変化(職員の高齢化、テロ・感染症等の新たなリスク等)に対し、経営トップの認識と組織全体としての対応を促進**
- **運輸安全管理評価における重点確認事項の拡充**
- **安全統括管理者会議の創設**
- **国土交通大臣表彰制度の創設**
- **中小規模事業者の取組を容易にする方策を促進**

国の体制の強化

- **評価を実施する国の職員の人材育成の強化**

情報通信技術の運輸安全マネジメント分野への活用

- **ビッグデータ解析、IoTやAIの技術進歩等の情報通信技術活用の検討**